

広陵町教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の名義使用を承認する場合の事務取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が団体等の開催する事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。
- (2) 共催 教育委員会が団体等の開催する事業に参加し、共同開催者として責任の一部を分担することをいう。

(使用承認する名義)

第3条 後援又は共催において使用を承認する名義（以下「後援等名義」という。）は、広陵町教育委員会とする。

(主催者の承認基準)

第4条 後援等名義を使用することができる団体（以下「主催者」という。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれに準ずる団体
- (2) 報道機関等の公共性の強い団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) 国又は地方公共団体が補助金によって助成している団体
- (5) 前各号に該当しない団体で、次の要件の全てを満たす団体
 - ア 主催者の存在、所在地が明確であること

イ 規約、定款、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。

ウ 財政基盤、組織、役員その他の事業関係者が明確で、事業遂行能力が十分にあると認められること。

(6) その他事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあっては、その組織、運営及び団体意思が明らかであり、事業遂行能力が十分にあると認められること。

(事業の承認基準)

第5条 後援等名義を使用することができる事業は、次の要件を備えなければならない。

- (1) 事業の目的が、広陵町及び教育委員会が推進する施策と整合性を有するもの
- (2) 教育、文化、芸術又はスポーツ等の向上普及に寄与するもの
- (3) 中立性が確保され、かつ、公益性が認められるもの
- (4) 広く広陵町民一般を対象とした事業であるもの
- (5) 参加者が相当程度見込まれるもの
- (6) 開催、開設の場所は、公衆衛生、事故や災害防止について十分な設備及び措置が講じられているもの
- (7) 原則として参加者の経済的負担を要しないもの（主催者が必要最小限の経費として入場料、出品料、参加費等を徴収する場合を除く）。

2 次の各号に該当すると認められる事業については、後援等名義の使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 広陵町及び教育委員会の政治的、宗教的な中立性を損なうと判断されるもの
- (3) 営利や宣伝を目的としたもの

- (4) 寄付徴収や物品の販売を目的としたもの
 - (5) 団体の構成員になることを前提としたもの又は会員の勧誘を目的とするもの
 - (6) 過去に後援等名義の使用を承認したもので、承認の条件を履行しなかったもの
- (申請手続)

第6条 後援等名義の使用の承認を受けようとする主催者は、広陵町教育委員会後援等名義使用承認申請書兼誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容を記載した企画書、開催概要その他の事業の詳細を明らかにする資料
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 当該団体の定款、規約又は会則等組織運営に関する書類
- (4) その他参考資料（パンフレット、プログラム等）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に理由があると認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

3 申請に係る書類は、承認を受けようとする事業を開始する日の1箇月前までに提出しなければならない。

(承認の決定等の通知)

第7条 教育長は、前条の規定に基づく申請があったときは、第4条及び第5条で定める基準に基づき審査を行い、後援等名義の使用を承認することを決定したときは広陵町教育委員会後援等名義使用承認書（様式第2号）により、承認しないことを決定したときは、広陵町教育委員会後援等名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により、主催者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認に当たっては必要な条件を付すことができる。

(後援等名義の使用期間)

第8条 後援等名義の使用期間は、承認の日から承認を受けた事業(以下「承認事業」という。)の終了の日までとする。ただし、継続して事業を実施する場合における後援等名義の使用は、承認を決定した年度内を限度とする。

(事業内容の変更等)

第9条 後援等名義の使用承認を受けた者(以下「名義使用者」という。)は、承認事業の内容に変更が生じたときは、広陵町教育委員会後援等名義使用事業変更届出書(様式第4号)により速やかに教育長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第10条 教育長は、承認事業が次の各号のいずれかに該当するときは、広陵町教育委員会後援等名義使用承認取消通知書(様式第5号)により名義使用人に通知し、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条及び第5条の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 承認事業の内容を大幅に変更し、又は全く異なる内容の事業を実施し、若しくは実施することが明らかなきとき。
- (3) 申請書の内容が虚偽のものであったとき。
- (4) 第7条第2項の規定により附した条件に違反したとき。

2 前項の規定によって承認が取り消されたことにより、名義使用人に損害が生じた場合においても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(事業完了報告)

第11条 名義使用人は、承認事業が終了したときは、速やかに広陵町教育委員会後援等名義使用事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 承認事業の決算収支を明らかにする書類

(2) 承認事業の実施に際して配布したパンフレット、ポスター等
(後援等名義の無断使用)

第12条 教育長は、後援等名義が無断で使用されたときは、直ちに当該事業の主催者に文書又は口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。